第3回エネルギー・環境WGにおける委員及び専門委員等からの指摘事項

1. 「エネルギーの安定供給」関係(特定供給)

- 太陽光発電設備と蓄電池を使って街区を超えて電力を供給することは、それぞれの街区の ピークカット・ピークシフトに伴う一般電気事業者との契約電力の抑制、及び災害時の住民 の生活機能維持にとって有効である。
- 太陽光発電設備に、さらに蓄電池を備えているのであれば、なおさら特定供給における自己電源としてカウントできるのではないか。

2. 「エネルギーの安定供給」関係(マンション高圧ー括受電)

- 一般電気事業者が既存マンションに設置している既設の受変電設備が、独占のもと総括原価方式によって投資回収された資産であるならば、通常の民間事業者同士の取引と同列に扱うことはできないのではないか。
- 〇 また、同受変電設備の費用が託送料金に含まれているならば、小売全面自由化後も規制 が続くため、受変電設備の資産譲渡ルールを整備しておけば長期的に適用可能となる。
- マンション高圧一括受電事業者に課される停電を伴う受変電設備の法定点検について、よ ほど合理的な説明がない限り一般電気事業者と高圧一括受電事業者とを同条件にすべき ではないか。

3. 「エコカーの世界最速普及」関係(燃料電池自動車・電気自動車)

○ 燃料電池自動車について、世界の潮流に合わせ、高圧ガス保安法で規定されている高圧 水素容器の保安規制を道路運送車両法に一本化することは非常に合理的である。

4. 「低炭素社会の推進」関係(プラスチック製容器包装リサイクル)

- リサイクルループとして完結している材料リサイクルを推進すべきであり、ケミカルリサイク ルはセカンドベストである。材料リサイクルによりできた再生品の利用は大いに図るべきであり、自治体の関与もさらに深めるべきである。
- 最近のプラスチック製容器包装は、高機能化のため素材の複合化が進んでおり、物理的に 単一素材に分けることは困難。化学的な物質に分解して再度1つの物質にすることも有効 ではないか。
- 〇 プラスチック製容器包装の入札制度については、産業構造審議会 中央環境審議会において環境負荷、技術水準、経済効果、政策目的など総合的に勘案して議論すべきである。